⑿　本人の同意

第４⑵～⑸及び第７⑴～⑷の規定にいう「本人の同意」とは、個人情報取扱事業者の示す方法により個人情報が取り扱われることについて、本人による承諾する旨の意思表示をいう（当該本人であることを確認できていることが前提）。

「本人の同意を得る」とは、本人の承諾の意思表示を、個人情報取扱事業者が認識することをいう。この場合、事業の性質と個人情報の取扱方法に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法による必要がある。

個人情報の取扱いに関して同意したことにより生ずる結果について、未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人が判断できる能力を有しない場合は、親権者や法定代理人等の同意を得る必要がある。

第３　このガイドラインの適用対象

⑴　適用対象となる者

このガイドラインは、文部科学省所管事業分野（その取り扱う個人情報の性質及び利用方法又は事業実態の特殊性等を踏まえ、他の指針等により別途規定される分野を除く。）における個人情報取扱事業者を対象とする。

なお、個人情報取扱事業者のうち法第50条第１項各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的である場合（大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合など）には、個人情報取扱事業者としての義務が課されないものとされている。これらの場合には、このガイドラインの規定のうち個人情報取扱事業者の義務に係るものについて、法的義務としての遵守を求めるものではない。

また、個人情報取扱事業者に該当しない関係事業者も、法の基本理念（法第３条）を踏まえ、このガイドラインを遵守することが望ましい。

⑵　適用対象となる情報

このガイドラインは、文部科学省所管事業分野における個人情報取扱事業者が取り扱う個人情報を対象とする。

ただし、当該事業者の職員等従業者の個人情報の取扱いについては、雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドラインによるほか、大学病院が、患者に対し医療を提供する事業者として保有する患者等の個人情報の取扱いについては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成16年12月24日厚生労働省通知）による。

また、個人情報取扱事業者に該当しない関係事業者における個人情報も、このガイドラインに添って取り扱うことが望ましい。

第４　個人情報の利用目的に関する義務

⑴　利用目的の特定（法第15条第１項関係）

①　関係事業者は、個人情報を取り扱うに当たり、その利用目的をできる限り具体的に特定しなければならない。

利用目的の特定に当たっては、関係事業者において個人情報が最終的にどのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるかが本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的であることが望ましい。例えば、単に「事業活動のため」、「お客様サービスの向上のため」といった抽象的な内容では、「できる限り具体的に特定」したことにならない。

（「利用目的の具体的な特定」に当たる例）

・　学生による授業評価アンケート等の実施に当たり、そのアンケート用紙に「このアンケートは、来年度における○○の授業の教育方法を検討する際の参考とするために行います。」のように趣旨目的を記載する。

・　卒業生の氏名及び就職先の情報を収集する際、「卒業生の就職状況を統計としてまとめ、パンフレット等に掲載します。」のようにその利用目的を示す。また、「これらの情報は○○（同窓会の組織名）に提供します。」のように当該情報の提供先を明らかにする。

・　法人が新規事業の立ち上げに当たり、国民の意識調査を行う際、その調査票に「この調査の結果は、当法人において、平成○○年度の○○教育を中心とした生涯学習活動支援事業を企画・立案する上での参考データとして活用します。」のように趣旨目的を記載する。

（「利用目的の具体的な特定」に当たらない例）

・　学生による授業評価アンケート等の実施に当たり、「このアンケートは、本学の教育の改革に役立てるために実施します。」のように、使途を抽象的に示す。

・　卒業生の氏名及び就職先の情報を、学校外の第三者（同窓会等）に渡す予定であるが、「卒業生の就職状況を統計としてまとめ、パンフレット等に掲載するため」などとし、情報の提供先を明示しない。

・　法人が、新規事業の立ち上げに当たり、国民の意識調査を行う際、その調査票に「この調査の結果は、当法人において生涯学習活動支援事業を企画・立案するために活用します。」のように趣旨目的を抽象的に示す。

②　関係事業者は、法、施行令、基本方針及びこのガイドライン等を踏まえ、個人情報の保護に関する自らの考え方や方針（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）を定めている場合には、その中に、顧客、生徒、調査対象者など個人情報を取り扱われる者（以下「顧客等」という。）の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態を考慮しつつ、「事業者がその事業内容を勘案して顧客等の種類ごとに利用目的を限定して示したり、事業者が顧客等本人の選択による利用目的の限定に自主的に取り組んだりするなど、個人情報を利用される側に対し利用目的をより明確に示すようにする」といった点を考慮した記述をできるだけ盛り込むことが望ましい。

⑵　利用目的の変更（法第15条第２項・法第18条第３項関係）

①　関係事業者は、⑴により特定した利用目的を変更する場合は、変更後の利用目的が、変更前の利用目的からみて、社会通念上、本人が想定できる範囲を超えてはならない。

（許容され得る例）

・　「商品カタログを郵送」→「商品カタログをメール送付」

（許容されない例）

・　「アンケート集計に利用」→「商品カタログ郵送に利用」

②　変更された利用目的は、本人に通知し、又は公表しなければならない。

③　本人が想定できる範囲を超えて利用目的の変更を行う場合には、⑶の規定により、本人の同意を得なければならない。

（「本人が想定できる範囲を超えた利用目的の変更」に当たる例）

・　「入学手続きのため」という利用目的で取得した個人情報（氏名）を用いて、さらに、氏名からクラス名簿を作成し、クラスに配布する。

・　「○○の資格試験に関する講座の受講者を登録するため」という利用目的で取得した個人情報（氏名、住所）を用いて、当該個人に対し、他の講座等に関する情報を送付する。

⑶　利用目的による制限（法第16条第１項関係）

関係事業者は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、⑴により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

本人の同意を得るに当たっては、本人に当該個人情報の利用目的を通知し、又は公表した上で、本人が口頭、書面等により当該個人情報の取扱いについて承諾する意思表示を行うようにすることが望ましい。

この場合に、本人の同意を得るために必要な範囲で行う個人情報の利用は、当初特定した利用目的に含まれていたか否かにかかわらず、行うことができる。